



雪害訓練情報

資料提供先：鳥取県政記者会、鳥取市政記者クラブ、
倉吉記者クラブ、米子市政記者クラブ

雪害時における早急な道路交通の確保のために！！

～災害対策基本法に基づく雪害時車両移動訓練を実施します～

国土交通省では、災害対策基本法に基づき、雪害時の早急な道路交通の確保を行うために、立ち往生（スタック）車両・放置車両の移動作業手順及び器具使用方法の習得を目的とした実働訓練を以下のとおり実施します。

日 時：令和2年11月11日(水) 10:00～12:00
場 所：道の駅大栄駐車場（東伯郡北栄町由良宿地内 ※別添参照）
概 要：①車両移動時の移動作業手順、器具の使用方法の説明
②車両移動訓練
参加機関：国土交通省、倉吉警察署、JAF鳥取支部

※取材については、全て公開で実施します。撮影等も可能ですが、重機を使用しての訓練ですので安全のため現地の職員の指示に従い行動して頂きますようお願いいたします。

なお、気象条件等により訓練を中止する場合があります。

※新型コロナウイルス対策として、下記のとおりお願いします。

○当日はマスク着用をお願いします。

○当日朝に体調不良（37.5℃以上の発熱、咳等の症状が見られる方は、参加をご遠慮ください。

昨年度の実施状況(R1.11)



車両牽引補助



タイヤチェーン装着

※ R2雪害対策の取り組み予定（広報関係）については参考資料を参照ください。

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

TEL：0857-22-8435（代表）

総括保全対策官 山田 晋吾（やまだ しんご）

道路管理第一課長 川角 隆二（かわすみ りゅうじ）

国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

TEL：0858-26-6221（代表）

副所長（道路） 山本 俊彦（やまもと としひこ）

【担当】 道路管理課長 井畑 雅之（いばた まさゆき）

本資料は、倉吉河川国道事務所ホームページの「記者発表」でも公開しております。

倉吉河川国道事務所ホームページアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/road/>

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

雪害時車両移動訓練

別添

日時: 令和2年11月11日(水) 10:00~12:00

場所: 道の駅大栄駐車場(東伯郡北栄町由良宿地内)

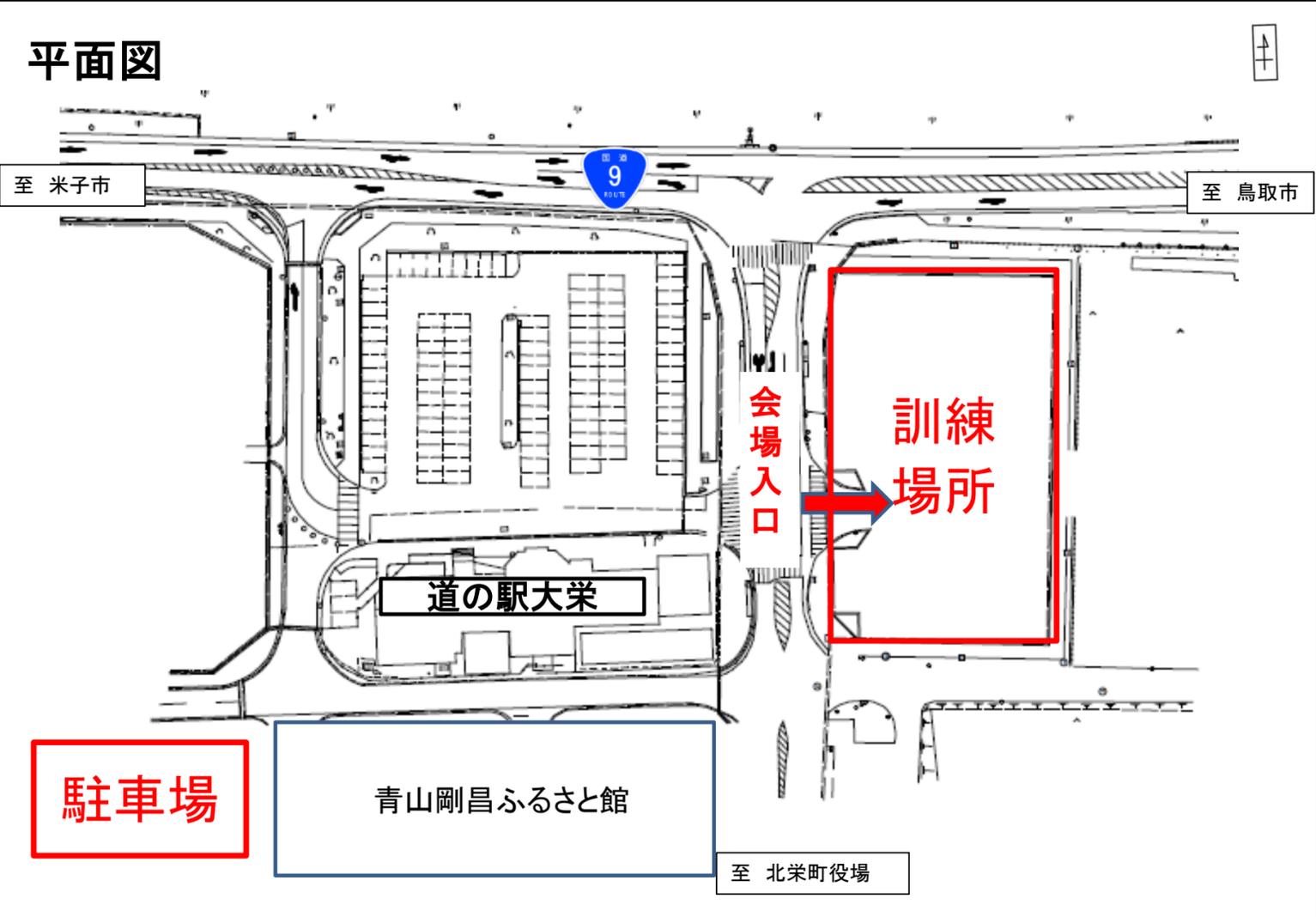
- 概要: ①車両移動時の移動作業手順、器具の使用方法的説明
②車両移動訓練

位置図



出典: 国土地理院ホームページ (<http://portal.cyberjapan.jp>)
※地理院地図(電子国土Web)を加工して使用しています。

平面図



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応